

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例	
主管課	警察本部交通指導課	
根拠法令等	道路交通法施行令の一部を改正する政令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令	
【改正の概要】		
1 条例改正の必要性		
(1) 道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）が公布され、違法駐車取締りに関して放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人（駐車監視員の資格を有する者を設置するもの）に委託することができるようになったことに伴うもの		
(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 381 号）が公布され、運転免許に関する手数料の一部が引き下げられたことに伴い、運転免許証の交付手数料、同再交付手数料及び同更新手数料を改正する必要がある。		
2 条例の主な内容（新設・改正の手数料）		
新設（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）		
	確認事務受託法人登録手数料	23,000 円
	確認事務受託法人登録更新手数料	23,000 円
	駐車監視員資格者証交付手数料	9,900 円
	駐車監視員資格者講習手数料	19,000 円
	駐車監視員資格者認定手数料	4,500 円
	駐車監視員資格者証書換え交付手数料	2,100 円
	駐車監視員資格者証再交付手数料	2,000 円
	、 ~ の事務の準備手続に係る手数料	、 ~ の金額と同額
改正（道路交通法施行令の一部改正）		
	免許証交付手数料	1,750 円 1,650 円
	免許証再交付手数料	3,350 円 3,200 円
	免許証更新手数料	2,250 円 2,100 円
施行日	新設：道路交通法の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に規定する政令で定める日（ は、平成 17 年 4 月 1 日施行） 改正：平成 17 年 4 月 1 日	
【その他参考事項】		